⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、15,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、平成22年２月18日（木曜日）までに郵送により交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、平成22年３月31日（水曜日）午後２時に厚生労働省並びに関東信越厚生局及び近畿厚生局にその受験地、受験番号を掲示して発表する。

７　手続及び問い合わせ先　試験に関する受験地毎の手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

関東信越厚生局若しくは近畿厚生局

試験地	所在地
東京都	埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館　関東信越厚生局　郵便番号330－9713　電話番号048（740）0810　ＦＡＸ番号048（601）1326
大阪府	大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　近畿厚生局　郵便番号541－8556　電話番号06（6942）2241　ＦＡＸ番号06（6946）1500

８　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成21年12月１日（火曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

９　８に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　郵便番号100－8916　電話番号03（5253）1111　ＦＡＸ番号03（3503）3559

視能訓練士試験委員の公告

第40回視能訓練士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成21年９月１日

厚生労働大臣　舛添　要一

試験委員長　松橋　正和

副委員長　不二門　尚

委員

奥里　博　　臼井　千恵　　岡　真由美

梶田　雅義　　小島ともゑ　　佐藤　美保

敷島　敬悟　　田邊　宗子　　田淵　昭雄

中馬　秀樹　　根岸　一乃　　長谷部　聡

林　孝雄　　藤山由紀子　　松本　長太

矢ヶ﨑悌司　　山下　牧子　　若山　暁美

第18回あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第２条第１項の規定により、第18回あん摩マッサージ指圧師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第３条の４第１項の規定により指定試験機関として指定された財団法人東洋療法研修試験財団が行う。

平成21年９月１日

厚生労働大臣　舛添　要一

１　試験期日　平成22年２月27日（土曜日）

２　試験地

晴眼者　宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、鹿児島県

視覚障害者　各都道府県（山形県、福井県は除く）

３　試験科目及び試験方法

⑴　試験科目　医療概論（医学史を除く。）、衛生学・公衆衛生学、関係法規、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論・経絡経穴概論、あん摩マッサージ指圧理論及び東洋医学臨床論

⑵　試験方法　筆記試験により行う。ただし、視覚障害者については、申請により次の方法による受験を認める。

ア　拡大文字、超拡大文字又は点字による受験

イ　アの方法と試験問題を録音したテープの使用又は試験問題の読み上げの併用による受験

ただし、文部科学大臣の認定した学校の長又は厚生労働大臣の認定した養成施設の長がやむを得ないと認めた者に限る。

ウ　照明器具、読書補助具、点字タイプライター等の使用による受験

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者（法第２条第１項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第18条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、３年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（平成22年３月18日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和63年法律第71号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成２年４月１日）現に改正法による改正前の法第２条第１項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって、改正法施行後にその修得を終えたもの

⑶　あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）第４条に定める程度の著しい視覚障害があり、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者（法附則第18条の２第２項の規定により、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、法附則第18条の２第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、３年以上、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能又は５年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（平成22年３月18日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑷　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）の施行の際（昭和47年５月15日）現に沖縄県内のあん摩マッサージ指圧師に係る学校若しくは養成施設を卒業している者又はこれらの学校若しくは養成施設において修業中であり、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行後に当該学校又は養成施設を卒業した者であって、法第２条第１項に規定するあん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有する者として都道府県知事が認めたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則（平成２年厚生省令第19号）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

なお、３の⑵のアによる受験を希望する者は、受験願書の右上に「拡大文字受験希望」、「超拡大文字受験希望」又は「点字受験希望」と記載すること。また、イを希望する者は、「テープの使用希望」又は「読み上げ希望」と記載すること。

イ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、財団法人東洋療法研修試験財団において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は財団法人東洋療法研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

ウ　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成22年３月18日（木曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成21年12月１日（火曜日）から平成21年12月21日（月曜日）までに財団法人東洋療法研修試験財団に提出すること。